

懲戒処分等の公表について

下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、行橋市懲戒処分等の公表基準第5項の規定に基づき公表します。

令和6年11月22日

任命権者 行橋市長 工 藤 政 宏

記

(懲戒処分以外の措置)

所属部局名	市民部	役 職 (補職名)	課長	年齢	57	性別	男
処 分 内 容	口頭による厳重注意						
処分年月日	令和6年11月22日						
処 分 理 由 (事案要)	当時、課長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員によるセクシャル・ハラスメント行為を引き起こす要因となった。 管理監督者としての指導監督が不十分であったものとして厳重注意するものである。						

所属部局名	市民部	役 職 (補職名)	係長	年齢	59	性別	男
処 分 内 容	口頭による厳重注意						
処分年月日	令和6年11月22日						
処 分 理 由 (事案要)	当時、係長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員によるセクシャル・ハラスメント行為を引き起こす要因となった。 管理監督者としての指導監督が不十分であったものとして厳重注意するものである。						

以上